

平成18年度第6回総合セキュリティ対策会議  
(平成19年2月16日)  
発言要旨

【事務局説明】

事務局から平成18年度総合セキュリティ対策会議報告書(素案)について説明。

第1章「インターネット・ホットラインセンターの運営状況と今後の運営の在り方」について検討

「情報分析能力の向上等」の項目については、ホットラインセンターの体制強化だけではなく、情報分析能力を向上させるため、研究開発、外部からの技術導入、外部の研究開発に対する支援といった内容も盛り込む必要がある。

「パートナー」に関する記述についてであるが、企業等に協力を呼び掛けるということだけではなく、「パートナー」となった後の取組みについても記述していただきたい。

運用ガイドラインの対象外と判断されている通報が多数あるが、その数値についてはどう評価するのか。また、可能であれば、その評価を報告書に盛り込むことも考えられるのではないか。

運用ガイドラインの対象外と判断している通報の大半は、一般のポルノサイトや出会い系サイトに誘導するいわゆるワンクリック請求サイトである。リンク先のコンテンツについて現状の運用ガイドラインに基づいて判断すると、ガイドラインの対象外となってしまう。

世論がそういった情報を有害なものとして扱うことを望んでいるという事実を把握した上で、運用ガイドラインの見直しについても検討していきたいと考えている。

違法・有害情報の判断基準については、国民のコンセンサスを含めて十分に検討する必要がある。今回の報告書においては、まだ十分な分析等もできていない段階であるため、特に対象外の情報の数値について評価を加える必要はないと思う。

対象外の情報が9割というのは、むしろ国民の関心の高さや問題意識が表れているということであり、そういう表現があった方がよいのではないか。

## 第2章「インターネット社会における匿名性の問題と対策」について検討

「ネット・オークション詐欺の防止」という項目についてであるが、インターネットカフェにおいて利用者の本人確認を徹底し、利用状況を記録していれば、店内のコンピュータから犯罪が行われたとしても、被疑者を特定することが容易になる。このような措置を徹底している事業者についても、インターネットカフェのIPアドレスを固定にして、インターネット・オークションの利用を制限するといった措置を適用することとなれば、事業者にとって二重の負担となるのではないだろうか。

利用者の本人確認等を徹底している事業者とそうでない事業者について姿勢を明確に分けなければ、業界のコンセンサスはとれないと思う。

事務局： 確かに本人確認等を徹底している店舗の方が犯罪が発生する危険性は少ないと思われるが、その危険性がゼロになるわけではない。

犯罪発生後に被疑者を追跡する方法があるということも重要であるが、できれば犯罪が発生しない方が望ましいため、それぞれの業界が合意した上であれば、一つの対策として有効なのではないかと思う。

インターネット・オークション事業者としては、本人確認等を徹底している店舗のIPアドレスではなく、そのような措置を講じていない店舗のものを入手しなければ、防犯的効果はない。

しかし、そのような店舗のIPアドレスを把握することができるかという点、現実には困難なのではないだろうか。

利用者の本人確認等については、ヒューマンエラーが発生し得るものである。費用やシステムの処理機能の問題をクリアすることができれば、物理的に犯罪が発生しないような仕組みにしておくのが犯罪の予防には一番有効なのではないだろうか。

日本複合カフェ協会： 日本複合カフェ協会においては、利用者の匿名性の排除ということについて、業界として積極的に取り組んでいかなければならないと考えており、現在、利用者の本人確認等を行っていない店舗には、今後徹底させるつもりである。

「今後、事業者による自主的な取組みが進展せず、かつ、インターネットカフェを利用したサイバー犯罪、自殺予告等を巡る状況に改善が見られないのであれば、より強力な対策について検討が必要になるものと考えられる」とあるが、現在の状況を見ると、既に強力な対策が必要な時期に達しているのではないだろうか。

現在、インターネットカフェの利用者の匿名性が問題となっていることは明らかであるため、もっと強い調子の文章に修正するべきであると思う。

日本複合カフェ協会への加盟率は、半分にも満たない状況であり、また、事業者が協会に加盟しようというインセンティブが働く要素もほとんどないように見受けられる。

このようなことから、何らかの規制の枠組みについて検討する必要があると思う。

日本複合カフェ協会： 御指摘の点については、非常に深刻に考えているところである。業界全体において、利用者の本人確認等を徹底していくことは非常に困難ではあるが、このような匿名性の排除に向けて誠意をもって取り組まなければならないと思う。

今後、行政機関に指導を受けつつ、業界の組織化を推進していきたいと考えている。

プリペイド式データ通信カードに関する部分についてであるが、まだ十分にプリペイド式データ通信カードの利用者の匿名性に関する議論がなされていないという認識である。

また、第2章のタイトルについてであるが、本年度は、インターネット社会全般の匿名性について議論してきたわけではなく、インターネットカフェを中心に犯罪捜査という観点での匿名性の問題の議論をしてきたと理解している。

したがって、第2章のタイトルは、「犯罪捜査における匿名性等の問題と対策」又は「インターネットカフェにおける匿名性等の問題と対策」といったものがふさわしいのではないかと思う。

プリペイド式のデータ通信カードについても犯罪捜査の上で問題があるという指摘はあった。ただ、議論の量に応じてこの程度にまとめてあるのではないか。

確かに問題点の提示はなされたと思うが、具体的な対策まで議論してはいないと思う。

プリペイド式データ通信カードが犯罪に利用された場合にもインターネットカフェと同様の問題点があり、この程度の内容であれば、本会議の報告書に記載するのは自然なことではないだろうか。

事務局： 本会議において、委員から、将来的にはインターネットカフェのみならず、プリペイド式データ通信カードについても不正利用されるおそれがあるといった指摘がなされたこともあり、やはり今回の報告書においても触れるべきであると考えている。

「ネット・オークション詐欺の防止」という項目についてであるが、こ

の項目においてエスクローサービスの話が急に出てくる。この表現を残すこと自体については異論はないが、エスクローサービスの現状を踏まえて多少この辺の言い回しを考えるべきだと思う。

エスクローサービスについては、利用率が上がっておらず、ビジネスとして成功しているとは考えづらい。また、法律的には銀行法、出資法との関係が未整理のままとなっていると認識している。

また、エスクローサービスをインターネット・オークションの利用者全員が行った場合、エスクローサービスの運営の規模は非常に大きなものとなるが、運営会社が破綻した場合における法的な整理もなされていない状況にある。

安全に取引を行うために必ずエスクローサービスを利用しなければならないこととしても、特定のエスクローサービス事業者のサービスしか提供しない形であれば、独占禁止法上の問題が発生する可能性が高い。そういう意味では、利用者に多くの選択肢を与えた上で、きちんとサービスを提供することができる基盤を構築していく必要があると考えられる。

このようなことから、エスクローサービスに関する法整備の促進についても報告書で触れていただけるとありがたい。

また、エスクローサービス以外にも、「代引」という制度もあり、実質的にはエスクローサービスと同様の役割を果たすため、そのような他のサービスについても付言すればよいのではないかと思う。

事務局： 安全度が高い仕組みを使えるよう推奨していこうということであり、エスクローサービスに限定する必要はない。エスクローサービスについては、御指摘のような経済的、法律的な問題点があるならば、改善していく必要があるのだろう。

インターネットカフェに係る対策の在り方として、事業者の自主的な推進を期待し、それが駄目ならより強力な対策についての検討が必要、と記載されているが、もう一歩進めて、「より強力な対策」の一例として行政取締法規を用いて規制を行うというところまで書き込んだり、そこに至るまでの取組みとして、技術を持つメーカー等の団体に国がお金を出すなどの具体的な内容を書き込むことはできないのか。

この報告書には、この会議で議論した内容を盛り込むことが妥当と考えており、その観点からは、この報告書素案は妥当な範囲ではないか。

今後どうするかということは、この報告書を踏まえて、インターネットカフェ業界に十分に検討していただくということだと思う。

この委員会としての認識は、もう少し切迫しているということで、カフェ協会に対してもう少し強いメッセージを発するような表現にしたい。よ

り強力な対策の具体的な内容についてはまだ議論はしておらず、書き込むことはやめておいた方がよいということだと思う。

本日、御指摘のあった点を踏まえ、事務局において報告書案を修正し、次回の会議において本年度の報告書としてまとめることとしていきたい。